

ポーランドにおける 知的財産権利行使マニュアル

[特許庁委託]

[著者・編集者]

patpol

Maria Jurek

Bartłomiej Kochlewski

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年11月発行

ポーランドにおける知的財産権利行使マニュアル

目次

1. 法的枠組み	3
2. 現行の知的財産訴訟に係る管轄制度の概要	3
(1) 一般的管轄権	3
(2) 領域管轄権（適切な裁判地）	4
3. 裁判所の構造	6
4. 友好的な紛争解決	7
5. 調停手続	8
6. 仲裁手続	9
7. 裁判前の活動	11
8. 訴訟中の証拠の評価	11
9. 知的財産訴訟における裁判手続	14
10. 特許権，意匠権，実用新案権の侵害に対する救済措置	17
11. 共同体意匠	19
12. 商標権侵害に対する救済措置	20
13. 共同体商標	23
14. 知的財産権の無効化	24
15. 知的財産権侵害訴訟の時効	25
16. 刑事責任	25
17. 税関による差押え	27
18. 商号	30
19. 不正競争	30
20. ドメイン名	32
21. 訴訟戦略	34
22. ポーランドの知的財産侵害訴訟に関する統計	34

1. 法的枠組み

知的財産権及び関連の諸事項について重要な国内外の法律は、ポーランドで効力を有する欧州法を含め、次の通り。

- 2000年6月30日付の産業財産法（EU法に対応）
- 2009年2月26日付の共同体商標に関する理事会規則（EC）No. 207/2009
- 2001年12月12日付の共同体意匠に関する理事会規則（EC）No. 6/2002
- 特許協力条約
- 欧州特許条約
- 民事訴訟法
- 著作権法
- 刑事訴訟法
- 刑法典
- 民法典
- 不正競争慣行防止法（Act on Combating Unfair Competition Practices）
- 関連規則

2. 現行の知的財産訴訟に係る管轄制度の概要

(1) 一般的管轄権

知的財産権の侵害事件は、民事訴訟法に基づき地方裁判所（上級裁判所）の民事部が審理する。地方裁判所は特に、次の事件などの管轄権を有する。

- a. 共同で提起された非財産権及び財産権の請求に関する事件。例. 著作権侵害に関連する請求
- b. 著作権及び著作隣接権、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示及び集積回路の回路配置に関連する権利の保護、並びにその他の無体財産権の保護に関する事件

- c. 出版法（Press Law）に基づく請求に関する事件
- d. 訴額が 75,000 ズロチを超える財産権に関する事件

産業財産の保護に関する民事請求事件は、民事裁判所において通常の民事訴訟手続に基づき解決される。ポーランド産業財産法では特に、次の事件は民事手続において審理するものと規定している。

- a. 創造的な解決手段の創作者の決定
- b. 特許、保護の権利又は登録による権利についての権利の決定
- c. 創造的な解決手段の実施に対する対価
- d. 発明、実用新案又は回路配置の国家的目的での実施に対する対価
- e. 秘密発明に対する特許若しくは秘密実用新案の保護の権利を国庫に移転させることに対する補償
- f. 特許、補充的保護の権利、保護の権利又は登録による権利の侵害
- g. 善意で発明が実施されていた場合、又は善意で行動した者が後に特許の権利者に移転されることとなる特許を付与されたか又は取得した場合に、発明、実用新案又は意匠を実施する権利の宣言
- h. 他人に代わり商標として登録されている標章を、地方の事業において使用する権利の宣言
- i. 地理的表示を使用する権利の宣言
- j. 地理的表示を使用する権利の喪失の宣言
- k. 権利を有していない者が取得した特許、実用新案についての保護の権利、又は意匠若しくは回路配置の登録による権利の移転
- l. 外国において商標を使用する排他権を有する者の代理人又は代表者が、その者の同意を得ないで行為していた場合に、商標の保護の権利が当該代理人又は代表者に与えられたときの、商標についての保護の権利の移転

(2) 領域管轄権（適切な裁判地）

領域管轄権に関しては、一般的には訴訟は、被告の居住地の存する地域の第一審裁判所において提起される。また、侵害行為が行われた地域の第一審裁判所に訴訟を提起することもできる。

被告がポーランドに居所を有しない場合は、ポーランドでの滞在地、又は滞在地が不明であるとき若しくはポーランドに存しないときは、ポーランドにおける被告の最後の居所に基づき、一般的管轄権は決定される。

企業に対する財産関連の請求事件では、企業の本社若しくは支社の業務に関連して請求が行われた場合には、当該本社若しくは支社の所在する地域の裁判所に訴訟を提起することができる。

契約の存在、その履行、終了若しくは無効の判断に関する訴訟、並びに契約不履行による損害賠償請求訴訟は、契約の履行地の裁判所に提起することができる。契約の履行地に疑義がある場合は、文書により確認する。

不法行為に対する損害賠償請求訴訟は、損害を生じさせた出来事が起きた地域の裁判所に提起することができる。

共同体商標及び共同体意匠に関する事件は、ワルシャワにある共同体裁判所（Community Court）が審理する。該当する裁判所はポーランドには1ヶ所しかない。

2001年12月12日付の共同体意匠に関する理事会規則（EC）No. 6/2002及び2009年2月26日付の共同体商標に関する理事会規則（EC）No. 207/2009によれば、共同体裁判所は、次の事項に関して専属管轄権を有する。

- a. 共同体意匠又は商標に係る侵害訴訟、及び国内法によって許容されている場合は、侵害の虞に関する訴訟
- b. 国内法によって許容されている場合は、非侵害宣言を求める訴訟
- c. 無登録共同体意匠の無効宣言を求める訴訟
- d. 共同体商標の公告日後に生じた行為に関する賠償請求。その行為は商標登録の公告後にその公告によって禁止される。
- e. 侵害行為に関連して、共同体意匠の無効宣言を求める反訴、又は共同体商標の取消若しくは無効宣言を求める反訴

上記の理事会規則に基づき、訴訟及び反訴は、被告が居住する加盟国の裁判所、又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行う。

被告が加盟国の何れにも居住せず、施設も有していない場合は、その手続は、原告が居住する加盟国の裁判所、又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行う。

被告及び原告のいずれもそのようには居住しておらず又は施設も有さない場合は、その手続は、欧州共同体商標意匠庁が所在する加盟国の裁判所に対して行う。

3. 裁判所の構造

ポーランドには、特許権侵害事項を取り扱う専門裁判所又は裁判所内の専門部署は存在しない。ワルシャワにある共同体商標意匠裁判所がポーランド唯一の専門裁判所であり、そこでは共同体商標及び共同体意匠に関する紛争が処理される。この裁判所は、2009年2月26日付の共同体商標に関する理事会規則（EC）No. 207/2009、2001年12月12日付の共同体意匠に関する理事会規則（EC）No. 6/2002、ポーランド法の関連規定（すなわち、民事訴訟法、産業財産法、不正競争防止法）に基づき、事件を審理する。

第一審では、原則として民事の問題は地区裁判所又は地方裁判所が審理することができる。第一審裁判所の判決は、第二審裁判所に控訴することができる。地区裁判所判決に対する控訴は、地方裁判所での審問に付され、第一審が地域裁判所であるときは、その判決に対する控訴は控訴裁判所での審問に付される。民事訴訟法では、知的財産権の侵害に係る争訟は地方裁判所の民事部（第一審裁判所）が審理すると定められている。そのため、この種の争訟の判決に対する控訴は、控訴裁判所に行うことができる。法律に明記されている状況の場合には、第二審判決はさらに最高裁判所に上告（破棄の申立）することができる。

産業財産に関連する争訟では、裁判所は弁護士、法律顧問、特許弁護士又は商標弁護士が法廷で代理人を務めることができる。一方、最高裁判所の手続では、訴訟当事者の代理人を務めることができるのは弁護士又は法律顧問のみである。

訴訟手続期間（控訴裁判所での手続を含む。）は、当該事案の複雑さ、訴訟当事者の戦略、裁判所で係属中の訴訟件数に応じて1年から3年であるが、一般的な規則は存在しない

め、場合によっては、手続完了までそれより長い期間がかかることもある。ワルシャワの共同体商標意匠裁判所での訴訟手続期間(控訴裁判所での手続を含む。)は約6ヶ月である。

ポーランドでは、侵害訴訟と無効審判は別の機関が審理することに留意する必要がある。侵害訴訟は民事裁判所の民事手続で処理され、無効審判手続はポーランド特許庁(PP0)の訴訟部における行政手続で取り扱われる。実際には、知的財産権の有効性に関して係属中の事件は、侵害訴訟に影響を与えることがある。

係争中の知的財産権について、侵害訴訟の過程で被疑侵害者が無効を申し立てる場合に、民事裁判所は、無効審判に決着が付くまで侵害訴訟を停止させることができる。

4. 友好的な紛争解決

提訴の前に何らかの調停/仲裁を行うことは義務づけられていないが、知的財産権の侵害が問題となった場合には常に話し合いを行うことが望ましい。

侵害を見つけた場合には、まず、侵害行為の停止を求める文書(cease and desist letter)を送付することが推奨される。侵害行為の停止を求める文書(いわゆる警告状)は、侵害行為を断念し、自主的に知的財産の所有者の要求を満たすことにより又は和解を通じて、侵害の申立を平和的に解決する最後の申し入れである。

警告状には、特に、ポーランド国内で発明、商標、意匠等を実施する知的財産所有者の権原並びに被疑侵害行為を記載する。警告状は、当該事項を裁判所外で解決しようとする原告の善意を示す証拠として扱われる。

なお、訴状が裁判所に提出されると、審問を行う裁判官は、裁判において、特に最初の審問時に両当事者が各自の主張を示した後で、訴訟当事者に和解を促す。そのため、最初の審問中に限らず、裁判所における訴訟手続のあらゆる段階で、両当事者が合意に達する可能性がある。

特許その他の知的財産権を巡る紛争を解決するための別の手段(仲裁及び調停)も利用

することができるが、ポーランドではあまり利用されていない。

5. 調停手続

調停手続は、民事訴訟法で規律されている。同法によれば、調停は任意に行われる。調停は、両当事者が承諾した場合、訴訟手続開始前又は訴訟手続中に行われる。調停合意又は両当事者に調停を勧告する裁判所の判断に基づき、調停は実施される。一方の当事者が他方の当事者による調停の申立に同意する場合も、合意は形成されることができる。調停合意では、特に調停の対象、具体的な調停者又は調停者の選定方法を特定しておく。

調停者には、次の者を選定することができる。

- 自然人。ただし、裁判官でない者。
- 非政府組織は調停者名簿を持っていたり、調停センターを設立していることがある。常任調停者名簿や仲裁センターに関する情報は、地方裁判所長に提出されている。

一方の当事者から調停者に調停の申立を送付されると、調停手続が開始する。ただし、次の場合は、調停手続は開始されない。

- a. 調停者が調停を行うことを拒否する場合、調停を依頼された者が調停に合意しない場合、又は相手方が調停者を承認しない場合
- b. 両当事者が調停合意を締結しておらず、相手方が調停に合意しない場合

裁判所は最初に予定されている審問が終わるまで、両当事者に調停を勧告することができる。当事者の一方が調停に合意しない場合は、調停は実施されない。裁判手続においては、両当事者から共同で申立がある場合にのみ、裁判所は両当事者に調停を勧告することができる。裁判所が両当事者に調停を勧告することができるのは、訴訟手続が開始してからである。両当事者に調停を勧告する場合、裁判所は調停者を任命するが、両当事者は別の調停者を選定してもよい。当事者に調停を勧告するとき、両当事者から共同でより長い調停期間が申立てられない限りは、裁判所は調停の期間を 1 ヶ月以内と定める。その期間を超えると、裁判所は審問を設定する。

調停手続において、両当事者は和解に達することができる。調停者の前で和解が達せられる場合、当事者の申立を受けて、裁判所は仲裁者の前で達せられた和解を有効にす

るため迅速に対応する。調停者の面前で達せられた和解は、裁判所による確認を経て、裁判所において達せられた和解と同じ拘束力を有する。

合意に達しない場合は、和解案、相互の譲歩、その他調停中の陳述は、裁判所若しくは仲裁手続の過程で引用されても、効力を有さない。両当事者間でなされたやり取りは、秘密に維持される。

調停者は、調停に関連して報酬及び経費の補償を受け取る権利を有する。これらは、両当事者に請求される。

これとは別の法的手段として、斡旋手続がある。斡旋手続は提訴前にのみ開始することができる。提訴後又は裁判手続の開始後は、斡旋手続は中止される。解決を求める要求は、相手方に対する一般管轄権を有する地区裁判所宛にすることができる。当該の要求では、簡潔に事案を紹介しなければならない。斡旋手続は、一人の裁判官により行われる。事案の延長につながりかねないため、この手続はあまり好まれていない。

6. 仲裁手続

仲裁手続は、民事訴訟法に準拠して行われる。同法によれば、両当事者は、権利維持を巡る争訟を除き、裁判内の和解により解決できる財産権に係る紛争又は非財産権に係る紛争を仲裁裁判所に提起することができる。仲裁裁判所で争うためには、両当事者は、問題となっている事項又は紛争を生じさせたか、生じさせ得る法的関係を指定する契約を締結しなければならない（仲裁条項）。仲裁裁判所は、常設仲裁裁判所に紛争解決権限を認めることができる。両当事者が別段の合意をしていない限りは、仲裁条項の締結日に適用される常設仲裁裁判所規則の拘束を受ける。

仲裁人は、国籍にかかわらず、自然人になることができるが、現役の裁判官は仲裁人となることができない。両当事者は、仲裁人の任命方法につき合意することができる。両当事者が、任命方法につき合意していない場合は、仲裁人は民事訴訟法に定められた方法で任命される。

両当事者が別段の合意をしていない限りは、仲裁裁判所における手続は、被告が仲裁裁

判所における手続で裁定を求める申立の送達を受けた日に開始される（仲裁要請）。仲裁要請には、訴訟当事者、問題となっている事項を明記し、仲裁の根拠となる仲裁条項を引用し、さらに仲裁要請者が仲裁人を任命することになっているのであれば、仲裁人を指定しなければならない。原告が申立を行い、両当事者が合意した期限内に又は両当事者が別途決めていない限りは、仲裁裁判所が決定する期限内に、被告はそれに応答することができる。両当事者は、申立、それに対する応答として適切だと考える書類を添付することができる。両当事者が別段の合意をしていない限りは、申立若しくはそれに対する応答は、それらが行われたのが遅すぎることを理由として仲裁裁判所が補足又は修正を認めない場合を除き、仲裁裁判所の手続において補足又は修正することができる。

両当事者が別段の合意をしていない限りは、仲裁裁判所は、両当事者にそれぞれの主張とそれを裏付ける証拠を提出させるために審問を開催するか、書類及びその他の訴答書面に基づき、審問を予定しないで手続を行うかを決定する。両当事者が審問を開催せずに手続を行うことを決定していない限りは、仲裁裁判所は、当事者の一方から請求があった場合は、審問で審理をすることが義務づけられる。

所定の関係に適用される法律、又は両当事者が明示的に承諾している場合は、エクイティ法の原則に基づき、仲裁裁判所は紛争を解決する。仲裁裁判所の複数の仲裁人により審理が行われる場合は、両当事者が別段の合意をしていない限りは、仲裁裁判所の決定は多数決で可決される。両当事者が仲裁裁判所において和解した場合は、仲裁裁判所は手続を終了する。両当事者の請求がある場合は、仲裁裁判所は、判決の形式で和解を出すことができる。

ポーランドで出された仲裁裁判所の判断を退けることができるのは、当該判断の無効の申立て（裁定の破棄を求める特別抗告）を受けて開始される裁判手続による場合に限られるが、それは例外的な手続であり、現実には仲裁裁判所の裁定に異議を申し立てることは非常に難しく、裁定が覆されることは稀であることに留意すべきである。仲裁裁判所の判断を無効とする申立は、判断が送達された日から 3 ヶ月以内に行われなければならない。次の場合は、当事者は仲裁裁判所の判断を退ける申立てをすることができる。

- a. 仲裁条項がないか、又は関連法に基づき仲裁条項が無効であるか、失効している場合

- b. 仲裁人の任命若しくは仲裁裁判所における手続について当事者に正式に通知されなかったか、又はそれ以外の理由によって仲裁裁判所において自己の権利を弁護する可能性を与えられなかった場合
- c. 仲裁裁判所の判断が仲裁条項の対象となっていない紛争又は仲裁条項の主題及び範囲に含まれない紛争に関する場合
- d. 仲裁裁判所の構成に係る要件又は仲裁裁判所における手続の基本原則が満たされていない場合
- e. 不法行為によって又は虚偽若しくは偽造文書に基づき判断が下された場合
- f. 同一当事者間の同一事案において、控訴不能な裁判判決が出されている場合
- g. 民事訴訟法に基づき、仲裁裁判所によって解決できない紛争である場合
- h. 仲裁裁判所の判断がポーランド共和国の法秩序の基本原則（公の秩序の条項）に反するものである場合

7. 裁判前の活動

訴訟手続を開始する前に、原告は証拠を確保しなければならない。原告は、市場で侵害品を購入したり、分析を行ったり、民間の鑑定人に鑑定を委託し、それを訴状等と共に提出してもよい。

産業財産法では、侵害訴訟を提起するためには、当事者は産業財産権（又は提訴する権利を与える実施権）を所有していること、並びに、産業財産権の被疑侵害行為があったことを証明できなければならない、と定められている。

8. 訴訟中の証拠の評価

裁判所には、次の証拠を提出できる。

- 私的及び公的な書類。例. 契約書、公正証書、訴訟当事者間又は一方の当事者・第

三者間の通信，製品の販売を確認する請求書又は領収書，販売企業及びその活動範囲に関する情報，侵害行為を確認するインターネットからのプリントアウト，公式カタログ，パンフレットなど，広告書面など，侵害者の会社について，侵害者が行っている事業の範囲，侵害品の提供・販売の事実に関する情報のプリントアウト

- 物品，書類の検査
- 目撃証言又は当事者の尋問による証拠。まず証人を請求した者ではなく裁判官が証人の尋問を行い，次に相手方当事者が行う。つまり，証人の反対尋問が可能である。
- 鑑定人の目撃証言。特別な情報が求められる場合，裁判所は一人以上の鑑定人を指名することができる。鑑定人の指名は，特許権侵害訴訟では非常によく行われている。その理由は，特許権侵害訴訟が専門的な研修を受けていない裁判官により審理されているためである。本審理（main procedure）では，原告は裁判所側の鑑定人を指名して，訴状と共に提出された侵害品又は当該製品の書類を審理するよう裁判所に対し求めることもできる。裁判所には，独立した鑑定人を指名して，書面により若しくは口頭で鑑定を提出させることが認められる。鑑定人は，登録されているポーランド特許弁護士又は関連分野において十分に資格を満たしている専門家の中から任命することができる。裁判所には，研究機関又は学術機関から鑑定人を要請することも認められる。鑑定人又は機関による鑑定は，判決に大きく影響する。訴訟当事者から指定された私的鑑定人による鑑定は，公的文書とは見なされない。

証拠の提出責任は，訴訟手続の当事者の事情に応じて異なるが，主な立証責任は原告側が負う。調査証拠を裁判所に提出しようとする当事者は，所定の証拠調査の形式につき，全面的に責任を負う。

侵害訴訟において，原告は当該の侵害行為が行われたことを証明するため，関連証拠資料の全てを提出する。裁判所は，原則として職権により証拠を検討することはない。

民事訴訟法に準拠すれば，証拠入手については，特に次の方法などいくつかの特別手続が存在する。

- 裁判所は，書類に秘密である旨が記載されていない限りは，何人（相手方又は第三者）に対してであっても，その者の所有する当該手続関連の書類を提出するよう命

じることができる。

- 当事者が一般書を引用する場合は、裁判所は、それらを裁判所に引き渡すよう求めることができる。
- 証拠の提出が不可能となるか、阻止される虞がある場合、又はその他の理由により関連事実を立証することを目的とする場合は、証拠を保全することができる。

2004年4月29日付の知的財産権の行使に関する指令No. 2004/48/ECがポーランド法に実施され、知的財産の問題に関する新たな証拠開示手段をもたらした。2007年6月以降、知的財産権者は、次の請求を裁判所に提出することができる。

- 証拠の保全
- 知的財産権が侵害される虞が非常に高い場合に、侵害した物品又はサービスの出所及び販売網について、侵害者又はそれ以外の者に権利行使に必要な情報の提供を義務づけること（情報に対する権利）による、権利の保障

上記に基づき、知的財産権者は、次の情報の開示を請求することができる。

- 生産者、製造者、販売者、供給者、その他特許権、商標権、意匠権等を侵害する物品又はサービスの前所有者、並びに、当該物品又はサービスを提供する予定の卸売業者又は小売業者の氏名及び住所
- 特許権、商標権、意匠権等を侵害する物品又はサービスが生産、製造、納品、受領、注文された量、並びに当該物品又はサービスの入手価格に関する情報

ポーランド国外の者からの証拠収集については、1970年3月18日付の「民事又は商事に関する外国における証拠収集に関するハーグ条約」が適用される。EU加盟国については、2001年5月28日付の「民事又は商事における証拠収集に関する構成国裁判所間の協力に関する理事会規則」(EC) 第1206/2001号 (Council Regulation (EC) No. 1206/2001 of 28 May 2001 on cooperation between the courts of the Member States in the taking of evidence in civil matters) が適用される。

侵害行為を証明する立証責任は原告側が負う。原告は、原則として自己の知的財産権の権原、侵害行為が行われたこと、行使する権利の種類に応じてその他必要な状況を証明する必要がある。産業財産法で立証責任が特許権の保有者から特許権侵害者に転嫁されるの

は、例外的な場合に限られている。新製品の製法特許に関連する場合又は実際に他人が実施した製造方法を特許権の保有者が特定できなかったことを証明する場合は、特許製法を用いて獲得された可能性のある製品は、当該の製法により獲得されたものとみなされる。

9. 知的財産訴訟における裁判手続

提訴する前には、被疑侵害者による更なる知的財産権の侵害を抑止するために、仮差止命令を請求することが望ましい。仮差止命令は裁判手続期間について認められる。中間差止命令（interim injunction）の請求は、裁判手続開始前又は提訴と同時にすることができる。仮差止命令が、仮差止命令に係る判断と合わせて、裁判手続開始前に請求される場合には、裁判所は、2週間以内の提訴期限を指定する。指定期限内に提訴されない場合は、仮差止命令は失効する。仮差止命令を認められるためには、次の事項を行う必要がある。

- 仮差止命令を請求する法律上の利益を示すこと（例、知的財産権者の排他的権利、侵害者の違法行為）
- 差止命令を請求する正当な理由を示すこと
- 差止命令の執行方法を示すこと（例、侵害者の倉庫、登記されている事業所に保管されている物品の差押え、製造、市場への投入、輸入、輸出、申出（例、ウェブサイト上での申出）、広告、申出及び市販のための貯蔵等の禁止）。

仮差止命令を請求するときは、権利者には、公的文書により自己の権利を証明すること、並びに侵害者及びその侵害行為を正確に特定することが義務づけられる。手続のこの段階では、自己の請求を立証する必要はない。知的財産権者は、公的文書により自己の知的財産権を証明し、その排他的権利が侵害された旨を公表しなければならない。仮差止命令は、原告の請求を満たすことを目的とするものではないが、実務では、裁判所命令の強制執行力を脅しとして、裁判手続期間の間はその活動を停止するよう被疑侵害者に対して求める裁判所命令が出される場合が多くなっている。原告が敗訴するか、判決前に訴訟取下げを決定する場合は、被疑侵害者は仮差止命令から生じた損害につき、賠償請求権を有する。

知的財産権者が中間差止めの申請とともに、本案手続の前に又は本案手続中に、請求を行う場合、裁判所は、侵害者又は第三者（例、供給者）に対し、侵害品の出所及び販売網に関する情報、具体的には、製造者その他の供給者の氏名及び住所、製造、販売、市場に

投入された物品の量とその価格を伝える義務を課することができる。

裁判所に訴状が提出されると、被告は、最初の審問が実施される前に訴状に対する応答を提出することができる。裁判長は 2 週間以上後の所定の期間内に訴状に対して応答するよう命じることができる。

審問の設定された第 1 回目の協議の前に、裁判官は、両当事者に対し、書類の提出順、期限、説明を要する事情を提示した上で、追加の訴答書面の提出を義務づけることができる。追加書類の提出が、裁判所がそのように決定した場合にのみ可能であるのは当然のことである（証拠のみを取り扱う請求には該当しない）。

裁判所は遅れてなされた請求及び遅れて提出された証拠は考慮しない。ただし、当事者が訴訟、答弁その他の訴答書面において、その過失により報告しなかったのではないこと、遅れてなされた請求及び遅れて提出された証拠を採用しても審理に遅れは生じないこと、又は、その他例外的な事情があることを納得のいくように説明できる場合は、この限りではない。

裁判の終了するまで、訴訟当事者は、自己の訴え又は相手方への反訴を証明する事実及び証拠を提出することができる。遅れてなされた請求及び遅れて提出された証拠が当事者の過失なく適時に報告されなかったこと、それらを採用しても審理に遅れは生じないこと、又はその他例外的な事情があることを疎明しない限りは、裁判所はそれらの請求及び証拠を考慮しない。

上記は、裁判手続に非常に重大な影響を及ぼすが、それは主張及び証拠はすべて手続の最初の段階で提出しなければならないからである。関連する証拠資料がすべて訴状に添付されていないければ、手続がすでに始まっている時に追加資料を提出する権利は一般にないと思われる。

第一審裁判所から判決が出されると、判決の通知から 1 週間内に訴訟当事者は書面による判決の確認を請求しなければならない。控訴は第二審裁判所に宛てて、控訴人に理由の示された判決が送達された日から 2 週間以内に、控訴の対象となった判決を出した裁判所に対して行わなければならない。相手方は、控訴状の送達日から 2 週間以内に、直接第二

審裁判所に控訴答弁書を提出することができる。

第二審裁判所は、控訴がなされた範囲につき審理を行う。第二審裁判所は、第一審裁判所の裁判手続中に当事者が提出できなかったはずである場合は、後日それらを提出する必要性が生じた場合を除き、新たな事実及び証拠を考慮しなくともよい。控訴手続では、最初の主張を拡張したり、新たな主張を提示したりすることはできない。

第二審裁判所は理由がない場合は控訴を棄却する。控訴が認められる場合は、第二審裁判所は不服の申立てられた第一審の判決を変更し、実体的事項について判決を下す。第二審裁判所は実体的事項について第一審裁判所が判決を下していないか、又は判決を下すために証拠調べ全体を繰り返さなければならない場合にのみ、第一審判決を破棄し、再審理のため第一審に差し戻すこともできる。

第二審裁判所の出す裁定理由又は確定判決は職権により準備される。控訴が棄却される場合は、訴訟当事者の要求がある場合にのみ、裁定理由が公表される。理由とともに裁定を受け取るためには、裁定の通知日から1週間以内にそれを請求する必要がある。

法律に明記されているいくつかの状況下では、第二審裁判所の判決は最高裁判所にさらに上告（破棄の申立）することができる。財産権に係る訴訟では、上告の訴額が5万ズロチ未満の場合は、破棄の申立はできない。

破棄の申立は、次の理由に基づき、訴訟当事者が行うことができる。

- a. 実体法の誤った解釈又は不正利用
- b. 訴訟規則への違反があり、当該違反が訴訟の結果に大きく影響を及ぼす場合

破棄の申立は、最高裁判所に宛てて、上訴人が理由とともに裁定を受理した日から2ヶ月以内に、不服の申立てられた裁定を下した裁判所に対して行わなければならない。

相手方は破棄の申立状が送達されてから 2 週間以内に、第二審裁判所に対し答弁書を提出することができる。答弁書の提出期限が経過したこと、又は、上訴人への答弁書の送達が命じられたことを受けて、第二審裁判所は、事件記録を添付して、破棄の申立及びそれに対する答弁書を速やかに最高裁判所に転送する。破棄手続において新たな事実又は証拠を提示することはできないので、最高裁判所は第二審の裁定で基礎とされた事実認定に従う。ただし、上訴人は破棄の根拠について新たな理由を提示することができる。

破棄の申立に理由がない場合、不当な判断がなされたにもかかわらず、不服が申立てられた裁定が法律に準拠したものである場合は、最高裁判所は、破棄の申立を棄却する。破棄の申立が認められる場合は、最高裁判所は第二審判決の全部又は一部を破棄し、当該裁定を出した裁判所又は別の相当する裁判所に再審理のため差し戻す。さらに最高裁判所は第一審裁判所の裁定の全部又は一部を破棄し、当該第一審裁判所又は相当する裁判所に再審理のため差し戻すこともできる。

10. 特許権、意匠権、実用新案権の侵害に対する救済措置

自己の保有する権利の侵害を受けた特許権者、意匠権者、実用新案権者（又は法律で認められている者）は、侵害者に対して、次のことを要求できる。

- 侵害行為の停止
- 不法利得の引渡し
- 侵害行為が故意によるものである場合は、損害賠償
 - ✓ 法の一般原則に従った損害賠償（民法典）
 - ✓ 侵害者が発明の実施権限を有する場合に、上記の知的財産権者に対し要求された日に支払うべきライセンス料又はその他の報酬に相当する額の金銭を支払うことによる損害賠償

知的財産権者の請求により、裁判所は違法に製造又は標章の付された製品又はその製造又は標章を付す際に用いられたその他の手段及び材料であって、侵害者の所有するものについても決定することができる。裁判所は特に、それらを市場から回収するか、それらを権利の保有者に引き渡すか、又は廃棄するかの判断を行うことができる。

上記の権利の侵害につき判断するとき、裁判所は、所有者の請求に応じて、判決の全部又は一部を公表するか、又は裁判所が指定する方法及び範囲で判決に言及するかを判断す

ることができる。

侵害行為が故意に行われたものではない場合（故意ではない侵害行為）であって、かつ侵害行為の中止及び違法に獲得した製品又はその生産に使用された手段に関する判決が侵害者にとって不相応かつ過剰な負担をもたらすものである場合は、裁判所は、侵害者の請求に応じて、知的財産権者のために十分に適切だと思われる額の金銭を支払う判決を侵害者に言い渡すことができる。

特許権侵害に対する損害賠償は、ポーランド法の一般原則に基づき算定されるか、又はライセンス料又は特許権者に支払うべきその他適切な報酬の相当額が与えられる。一般規則によれば、損害賠償には、実際の逸失利益、侵害行為が行われなかった場合に特許の所有者が獲得したと考えられる利益を含める。原告は、自己が被った損害と侵害行為の直接の因果関係を立証しなければならない。金銭による救済措置は、懲罰というより補償の意味で行われる。一般に、損害は、侵害者に対し侵害行為を通告した日から生じるものとされる。

特許権侵害に係る請求権は、権利の付与後に行使することができる。侵害者が善意で行った場合は、特許庁が特許出願に係る情報を公開した日の翌日、又はそれ以前に被疑侵害者が係属中の特許その他の権利を出願したことを権利者から通告された場合は、その通告日から始まる期間について、権利侵害に係る請求権を行使することができる。

侵害者が善意で行った場合は、公報（*‘Wiadomości Urzędu Patentowego’*）に権利付与の記述の公告日の翌日から、及びそれ以前に被疑侵害者が出願の権利者からその旨を通告されている場合は、その通告日から始まる期間について、意匠権又は実用新案権の侵害に係る請求権を行使することができる。

侵害訴訟では、原則としてポーランド領域内で行われた行為のみが重視される。特許権者は、営利目的又は業として自己の発明の対象である製品を生産し、使用し、申出し、市場に投入することにより当該発明を実施すること、そのような目的で当該製品を輸入すること、又は当該発明の対象である製法を実施すること、並びにそのような目的で、特許権者の承諾を得ずに当該製法から直接獲得した製品を使用し、提供し、市場に投入し又は輸入することを第三者に禁止することができる。

欧州における特許権消尽の原則によれば、特許権者若しくはその同意を得て欧州経済圏の市場にすでに投入されている製品については、ポーランド領域内に輸入する行為又は販売の申出又はさらなる市場投入をする行為により特許権が侵害されたとはみなされない。従って、別の国で生産され、ポーランドで有効な特許の対象となっている製品の輸入は、輸入者が特許権者の承諾を得ずに輸入行為を行う場合は、特許権を侵害する可能性がある。

欧州特許条約では、欧州特許権の侵害はすべて国内法令によって処理されると規定され

ている。

知的財産所有者又は登録簿に記載されている専用実施権者 (exclusive licensee) は、実施権許諾契約に別途規定されていない限りは、合法的に知的財産権の侵害訴訟を提起する権利を有する。

特許出願が行われた場合、又はその権利を有しない者が特許権を取得した場合は、その権利を有する者は特許付与の手続を中断すること又は付与された特許を取り消すことを要求することができる。当該の権利を有する者は、自己に有利に特許が付与されること、又は特許の出願若しくは付与により生じた費用を弁済することと引き換えに、既に付与された特許を自己に譲渡するよう要求することもできる。これらは行政処分であり、特許庁において係属中の手続において追求される。

コンピュータ関連発明に関しては、ポーランド特許庁の方針が EPO と一致していないことに留意する必要がある。ポーランド特許庁は、そのような「発明」は技術的性質を欠くとの理由から発明ではないとの見解を取っている。

11. 共同体意匠

ワルシャワにある共同体商標意匠裁判所は、共同体意匠権が侵害された場合は、共同体意匠に関する理事会規則の規定を適用し、この規則で規定されていない事項については、裁判所はその国の国際私法を含む国内法を適用する。重要な点として、ポーランドの産業財産法の関連行為は 2001 年 12 月 12 日付の共同体意匠に関する理事会規則 (EC) No. 6/2002 の対応する行為であることが挙げられる。

共同体意匠により与えられる保護の範囲には、情報に通じた使用者に異なる全体的印象を与えない意匠が含まれる。保護の範囲を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度が考慮される。

登録共同体意匠は、その所有者に対し、当該意匠を実施し、かつ、所有者の同意を得ていない第三者がその意匠を実施することを阻止する排他権を与える。前記の実施には特に、その意匠が組み込まれるか又は適用される製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用、又はそれらの目的での当該製品の貯蔵が含まれる。

共同体意匠の侵害が行われたかの検討においては、次の基準が考慮される。

a. 意匠の独自性

- b. 意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的意匠と異なっていること
- c. 意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度

12. 商標権侵害に対する救済措置

自己の商標権を侵害された権利者（又は法律により認められている者）は、侵害者に対して次のことを要求することができる。

- 侵害行為の停止
- 不法利得の引渡し
- 侵害行為が故意によるものである場合は、損害賠償
 - ✓ 法の一般原則に従った損害賠償（民法典）
 - ✓ 侵害者が商標の使用権限を有する場合に、上記の商標権者に対し要求された日に支払うべきライセンス料又はその他の報酬に相当する額の金銭を支払うことによる損害賠償

上記の請求権は、既に商標の付されている物品を市場に持ち込んだだけの者に対しても行使することができる。ただし、当該物品が権利者又は権利者から当該商標の使用権を得ている者に由来するものではないことを条件とする。

上記の権利の侵害行為につき判断するとき、裁判所は、所有者の請求に応じて、判決の全部又は一部を公表するか、又は裁判所が指定する方法及び範囲で判決に言及するかを判断することができる。

知的財産権者の請求により、裁判所は違法に製造又は標章の付された製品又はその製造又は標章を付す際に用いられたその他の手段及び材料であって、侵害者の所有するものについても決定することができる。裁判所は特に、それらを市場から回収するか、それらを権利の保有者に引き渡すか、又は廃棄するかの判断を行うことができる。

侵害行為が故意に行われたものではない場合（故意ではない侵害行為）であって、かつ侵害行為の中止及び違法に獲得した製品又はその生産に使用された手段に関する判決が侵害者にとって不相応かつ過剰な負担をもたらすものである場合は、裁判所は、侵害者の請求に応じて、知的財産権者のために十分に適切だと思われる額の金銭を支払う判決を侵害者に言い渡すことができる。

商標権侵害に対する損害賠償は、ポーランド法の一般原則に基づき算定されるか、又は

ライセンス料又は特許権者に支払うべきその他適切な報酬の相当額が与えられる。一般規則によれば、損害賠償には、実際の一失利益、侵害行為が行われなかった場合に商標の所有者が獲得したと考えられる利益を含める。原告は、自己が被った損害と侵害行為の直接の因果関係を立証しなければならない。金銭による救済措置は、懲罰というより補償の意味で行われる。一般に、損害は、侵害者に対し侵害行為を通告した日から生じるものとされる。

商標権侵害に係る請求権は、権利の付与後に行行使することができる。侵害者が善意で行った場合は、特許庁が出願に係る情報を公開した日の翌日から、又はそれ以前に侵害者が出願したことを通告された場合は、その通告日から始まる期間について、商標を保護する権利の侵害に係る請求権を行使することができる。

ポーランド共和国の領域にいる周知商標の所有者は、その使用が当該製品の原産地につき公衆に誤認を生じさせる虞がある場合は、同一又は類似の商品への同一又は類似商標の使用の中止を要求することができる。

ポーランドの産業財産法は、商標の保護を受ける権利の侵害は、次の商標を業として違法に使用することで成立すると規定している。

- a. 同一の商品に関して登録商標と同一である商標
- b. 同一又は類似の商品について登録商標と同一又は類似である商標であって、特にその商標が登録商標を連想させるリスクを含め、公衆に誤認を生じさせる虞があるもの
- c. 商品にかかわらず登録されている有名な商標と同一又は類似である商標であって、正当な理由のないそのような使用が使用者に不当な優位をもたらすもの、又は有名な商標の識別性若しくは名声を害するもの

保護の権利は、その権利の保有者に対し、第三者が業として特に登録標章又は類似標章（販売の申出がされる予備部品、付属品又はサービスに関連して、その製品の用途を示す必要がある場合、いわゆる「商標の記述的使用」の場合）を使用することを禁止する権利を与えるものではない。この問題は、欧州連合の司法裁判所が分析している。

裁判所によれば、例えば「特に付属品又は予備部品として製品又はサービスの用途を示す必要がある」商標の記述的使用の事例は、製品の用途を示すために商標を使用する必要がある一般的な状況であるとして、立法府が例として引用しただけであるという。従って、欧州連合指令 No. 89/104（及びポーランド法）の適用は、その状況に限定されない。

指令 No. 89/104 は、商標権者の提供する商品又はサービスを保管する商品又はサービスの提供者が、自己の商品又はサービスと当該商標権者のそれとの間に実用的なつながりがあることを一般に知らせるために、当該の標章を使用できるようにすることをその目的としている。これに関して、他人の商標を付した商品を販売する再販業者及び当該商品の販売を専門に行う再販業者の場合は、当該標章を使用しなければ潜在顧客に対しそのような情報を伝えるのは難しいという点を指摘しなければならない。

指令 No. 89/104 には、権利者により又はその同意を得て当該の商標を付した商品が欧州経済圏の市場に投入されている場合は、当該商品のさらなる商品化に反対する正当な理由が権利者側にある場合を除き、第三者に当該標章の使用を禁止する権利者の権利は消尽されると規定している点において、同指令の条項に定められている権利者の排他権の例外が含まれている。

判例法で確立されているのは、商標の付された商品が当該商標の権利者により又はその同意を得て、欧州経済圏の市場に投入されているときは、再販業者は、当該商品を再販する自由を有するほか、当該商品のさらなる商品化を公衆に知らしめるために、当該商標を使用する自由も有するというものである。

前記のことから、商標権者は、権利者の異議を正当化する正当な理由がない場合は、自己の商品又はサービスと当該標章の権利者のそれとの間に実用的なつながりがあることを知らしめるため、あるいは、権利者により又はその同意を得て当該商標を付して最初に欧州経済圏の市場に投入された商品に関する広告をする際に、再販業者が商標を使用することを禁止する権利を有しないと結論が導かれる。そのような正当な理由がある場合とは、特に、再販業者が商標と同一又は類似の標識を使用することで、当該標章の名声が大きく損なわれる場合、又は、その使用により再販業者と商標の権利者との間に商業上の関係があるとの印象を与える場合、特に再販業者の事業が権利者の販売網に属するとの印象や 2 つの企業の間特別な関係があるとの印象を与える場合である。

知的財産所有者又は登録簿に記載されている専用実施権者 (exclusive licensee) は、実施権許諾契約に別途規定されていない限りは、合法的に知的財産権の侵害訴訟を提起する権利を有する。

13. 共同体商標

共同体意匠と同様に、共同体商標権の効果には共同対商標に関する理事会規則の規定のみが適用されるが、他の点では、共同体商標権の侵害には、国内商標権の侵害に関連する国内法が適用される。

共同体商標は、その所有者に対し排他権を与える。所有者は、自己の同意を得ないで全ての第三者が次の標識を業として使用することを阻止する権利を有する。

- a. 何らかの標識であって、登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して共同体商標と同一のもの
- b. 何らかの標識であって、共同体商標と当該標識との同一性又は類似性、並びに共同体商標及び当該標識により包含された商品又はサービスの同一性又は類似性のために、公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合のもの。この場合の混同の虞には、その標識と商標との間に連想の虞があるときを含む。
- c. 何らかの標識であって、共同体商標が共同体において名声を得ている場合及び当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害する場合は、登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して共同体商標と同一又は類似のもの

特に、次の活動は、禁止することができる。

- a. 当該標識を商品又はその包装に付すこと
- b. 当該標識の下に、商品を申出、市場投入、それらの目的で貯蔵すること、又は、サービスを申出若しくは供給すること
- c. 当該標識の下に、商品を輸入又は輸出すること
- d. 当該標識を取引書類及び広告に使用すること

共同体商標により与えられる権利は、その商標登録の公告の日から第三者に対抗することができる。ただし、共同体商標出願の公告日後に生じた行為に関しては適切な賠償金を

請求することができ、その行為は、商標登録の公告後にその公告によって禁止される。当該事件の提起を受けた裁判所は、登録が公告されるまで事件の実体について決定することができない。

14. 知的財産権の無効化

ポーランドでは、侵害訴訟と無効審判は別々の機関が審理している。共同体商標及び共同体意匠とは対照的に、この規則は国内の権利に適用される。侵害訴訟は民事裁判所における民事手続で処理され、一方、無効審判はポーランド特許庁の訴訟部における行政手続で取り扱われる。

知的財産権侵害訴訟に対する抗弁として、ポーランド特許庁に対し、無効審判請求を行うことができる。民事裁判所はそのような請求を審査する機関として適さない。無効審判請求は、争訟事件について判断を下す特許庁によって取り扱われる。ポーランド特許庁の決定は、行政裁判所に不服を申し立てることができる。

知的財産権の有効性に関して係属中の事件は、侵害訴訟に影響を与えることがある。侵害訴訟の過程で、被疑侵害者が争点となっている知的財産権の無効を申し立てる場合には、民事裁判所は無効審判事件が解決されるまで侵害訴訟を中断することができる。ただし、裁判所の判断は一貫していないことを指摘しておかなければならない。

知的財産権は、権利付与の要件が満たされていないときにその全部又は一部の無効を宣言されることがある。権利の無効を求める者は、自己の法律上の利益 (*locus standi*) を証明しなければならない。ポーランド法は、無効訴訟の期限を定めていない。つまり、権利の存続期間中のいずれかの時点又は権利の失効後であっても、無効訴訟を提起することができる。

共同体意匠について重要な点として、共同体意匠が「域内市場における調和のための官庁 (OHIM)」に対する申請に基づき又は侵害訴訟における反訴を基礎として共同体意匠裁判所により、無効を宣言されることが挙げられる。無登録共同体意匠は、共同体意匠裁判所に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、共同体意匠裁判所が無効を宣言する。

共同体商標については、共同体商標は、OHIM に対する申請に基づいて又は共同体裁判所での侵害訴訟における反訴を基礎として、取消を宣言される。

15. 知的財産権侵害訴訟の時効

知的財産権侵害訴訟の時効は3年である。時効期間は、それぞれの侵害行為につき、権利者が自己の権利の侵害及び侵害者を知った日から個別に進行する。ただし、いずれの場合も、時効により侵害が生じた日から5年が経過すると請求ができなくなる。

16. 刑事責任

産業財産法は、偽造商標の法的定義を規定し、また商標の偽造を犯罪とする規定を設けている。

「偽造商標」とは、登録商標と同一の商標又は登録商標から業として識別することができない商標であって、登録により包含された商品に関し不法に使用されるものをいう。ポージランドでは、市場に取り込む目的で商品に偽造商標を付す行為、又は偽造商標の付された商品を市場に取り込む行為は、犯罪行為とみなされる。

上記の2つの犯罪行為のいずれかを行った者は、罰金、自由の制限又は2年以下の拘禁に処される。ただし、上記の犯罪行為をした行為者に有罪判決を下すためには、当該犯罪行為が故意に行われたことを警察又は検察が立証できなければならない。

商標権者は、刑事司法制度を通じて自己の権利を行使したいならば、大抵は告訴の申立てをしなければならないことを知っておく必要がある。告訴の申立てが行われて初めて、捜査を開始することができるのであり、また職権によりさらに継続させることができる。この唯一の例外は、犯罪を行った者が自らの犯罪活動から相当な収益を上げる場合、又は商標を付した偽造商品を大量に市場に取り込む場合である。そのような場合、行為者はより重い罰（つまり、6ヶ月以上5年以下の拘禁）に処され、職権により手続が開始される（告訴の申立てを行う必要はない）。ただし、該当する犯罪行為を行った者が罰せられるのは、その行為が故意のものだと立証される場合のみである。

裁判所は、それらが違法行為者の所有物でない場合であっても、当該の違反行為をする目的で使用され又は使用される予定であった商品、材料、道具その他の手段を国庫に没収する旨の命令を出すことができる。相当な収益を得る場合又は大量の商品が市場に取り込まれる場合は、裁判所は当該商品を国庫に没収する旨の命令を出さなければならない。

刑事訴訟法に基づけば、捜査及び裁判において、侵害された商標の所有者は損害を被った当事者とみなされる。従って、商標権者は、裁判所において検察官と共に検察官補助者となることができる。

重要な点として、ポーランド法には、特許権、意匠権、実用新案権の侵害に対して懲罰的損害賠償が定められていない、ということがある。

これと同一又は類似の刑罰（罰金、自由の制限又は 1 又は 2 年以内の拘禁）に処されるその他の違反行為には、次のものがある。

- 他人の創作者権を主張する行為、若しくは他人の創造的思想に関わる創作者権に関して他の者に誤認をさせる行為、又は前記以外の方法で、創造的思想の創作者の権利を侵害する行為
- 特許、意匠、実用新案の付与を受けるために、権原を有していない者が、他人の発明、実用新案、意匠について出願する行為

商標偽造の場合と同じく、上記の 2 つの違反行為を行った者の告訴は、損害を被った者が請求することで開始される（つまり、告訴の申立てを行う必要があるということである）。

特許、実用新案、意匠により指定されていない商品に、その商品を市場に投入する目的で、その商品が当該の権利の保護を受けているという印象を与えることを意図した説明又は標識を付す者は、罰金又は拘禁の刑に処される。さらに、特許、実用新案、意匠により指定されていない商品を市場に投入した者、又はその目的で準備若しくは貯蔵した者、又は、当該商品が特許の保護を受けているという印象を与えることを意図した情報を、それが真実でないことを知りながら、発表、通信その他の手段により提供した者は、前記と同じ刑罰に処される。

侵害に対する捜査は、次の機関により実施される。

- 検察

- 警察。知的財産権を保護すること、警察と知的財産権者との間の連絡を密にすることを目的として、警察組織内に個別の部署が設置された。これらの部署とは、経済犯罪対策部（Divisions for Combating Economic Crime）であり、特に偽造商品の取引をなくすために作戦・捜査を行うことが、その重要な役割となっている。
- 税関当局。理事会規則 No. 1383/2003 の規定に基づいてだけでなく、刑事事件を処理する権限を有している。

17. 税関による差押え

EU 加盟国のポーランドは、2003 年 7 月 22 日付の理事会規則（EC）No. 1383/2003 に拘束される。この規則は、第三者の権利の侵害が疑われる物品に対して税関当局が取ることのできる措置、及び当該物品に関連して用いられる措置に関するものである。

上記に加えて、ポーランドは、2004 年 10 月 21 日付の理事会規則（EC）No. 189/2004（2004 年 7 月 1 日施行）にも拘束される。この規則は、上記の理事会規則 No. 1383/2003 の施行規則である。

物品が知的財産権を侵害することが疑われ、自由流通のための解放、輸出又は再輸出のため税関に申告された場合、又はそれらの物品が欧州共同体の関税領域に輸入又は輸出され物品の通関検査の際に発見された場合に、理事会規則（EC）No. 1383/2003 が適用される。

上記の規則に基づき、知的財産権者は、ワルシャワの税関本関（Main Customs Chamber）に保護申告（税関保護を求める申請）を行うことができる。この申請は、特殊な様式を用いて提出しなければならない。申請と共に、知的財産権の権原を確認する書類、原物の視覚的提示などを提出しなければならない。

税関保護は 1 年間で与えられ、これは更新することができる。ワルシャワ税関本関から税関保護を与える決定が出されると、税関当局には、10 営業日の間（さらに 10 日間の延長が可能）、模倣品又は知的財産権侵害品など侵害が疑われる物品を差押え・留置する権利が与えられる。税関保護を認められると、知的財産権者には、当該物品を差押えた税関に正式

に連絡を取り、当該物品の通関申告を行った事業者又は人物（当該物品の輸入者／輸出者／発送人／受取人の詳細、差押えられた量、商品の見本又は写真、送り状の読込画像、船積書類等）について詳細な情報を尋ねる権利が与えられる。

差押えの場合、侵害者は物品を留置しておくために、税関当局に対して、侵害行為について告訴の申立て、中間差止命令の申請、又は訴状の提出が行われた証拠を提出しなければならない。実務では、これは、税関による差押えの日から起算して 20 営業日以内（10 営業日以内だが、20 日まで延長することができる）に、知的財産権者が（警察、検察局又は指定税関への）告訴の申立て、民事裁判所への中間差止命令の申請、又は訴状の提出を行わなければならないことを意味する。この 10 日間の期間は、知的財産権者が書面により差押えを通知した日から起算する。

物品を廃棄させる別の手段としては、前述の 20 営業日以内に、差押えられた物品の税関監督下での廃棄に対する当該品の輸入者の同意を税関当局に提出する方法がある（これは、理事会規則（EC）No. 1383/2003 第 11 条に基づき、物品の廃棄に関する財務省令に規定されている「簡略手続」である）。

物品が模倣品である場合、物品を廃棄させる最も簡単な方法は、告訴の申立てを行うことである。税関により刑事手続の中断に関する決定が出され、それを検察局が承認するという場合がほとんどである。この決定には、決定が法的に有効となった後で、税関当局が差押えた物品を国庫に没収することを認める請求を刑事裁判所に提出する旨が記載される。つまり、差押えられた物品はポーランド当局が費用を負担して廃棄することになる。

理事会規則 No. 1383/03 の規定では、税関保護が申請されていない場合又は税関保護が認められていない場合であっても、税関当局は差押え可能である旨が定められている（職権による差押え）。そのような職権による差押えは、知的財産権者が前記の税関保護を求める申請を行うことができるようにするために 3 日間だけ行われる。申請が行われない場合には、当該物品は税関当局により解放される。

共同体商標及び共同体意匠の所有者は、ワルシャワの税関本関の機関を通じて、欧州共同体による税関保護を申請することもできる。

このほど、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、特定の知的財産権を侵害する物品の共同体領域への流入、並びに共同体領域からの輸出及び再輸出に関する対策を規定する理事会規則（EC）No. 1383/2003 の解釈を示した。統合審理されたフィリップス事件（C-446/09）及びノキア事件（C-495/09）において出された 2011 年 12 月 1 日の判決は、（物品が非 EU 加盟国から流入し、非 EU 加盟国を目的地としているが、EU 域内を通過する場合の）通過する物品の差押えについては意見が分かれていたことから、重要な役割を担っている。判決では、裁判所は次の通り判示している。

- a. ある非 EU 加盟国から流入する物品であって、商標権により EU 域内で保護される物品の模造であるか、又は著作権、著作隣接権、意匠権によって EU 域内で保護される物品の複製物であるものは、解放停止手続において、EU 域内の税関に持ち込まれたという事実のみに基づいて、当該規則にいう「模倣品（counterfeit goods）」又は「海賊版（pirated goods）」に分類することはできない。
- b. 他方、それらの物品が EU 域内での販売に供されることが意図されていると証拠の提出により証明される場合、特にそれらの物品が EU 域内の消費者に販売されたか、EU 域内の消費者に対し販売の申出若しくは宣伝がされたことが明らかになった場合、又は当該物品に関する書類若しくは通信から EU 域内の消費者への流用が予想されることが明らかである場合は、それらの物品が問題となっている権利を侵害している可能性があり、従って「模倣品」又は「海賊版」に分類することができる。
- c. 税関当局は、知的財産権の侵害があると疑う場合は、特に次の状況において、当該物品の解放を停止又は留置することができる。
 - 要請された解放停止手続ではその申告が求められているにもかかわらず、当該物品の仕向地が申告されていない場合、
 - 当該物品の製造者又は委託者の身元又は住所について正確又は信頼性のある情報がない場合
 - 税関当局に対して協力しない場合
 - 該当物品に関して、EU 域内の消費者に当該物品が流用される可能性があることを示す書類又は通信が発見された場合

18. 商号

商号の保護は、ポーランド民法典が規定している。それによれば、企業の商号は同一の市場において活動を行っている他の企業の商号と十分に識別可能なものでなければならない。商号は、特に企業の身元、企業の活動の内容、活動場所、供給源に関して誤認を生じるものであってはならない。

企業の商号に対する権利が他の者の活動により脅かされる場合は、当該企業は、それが違法でない場合は、その活動の停止を要求することができる。商号が侵害される場合、企業はその帰結の除去、適切な形式による適切な内容の陳述、並びに一般原則に基づく財政的損害の賠償、又は侵害者の得た利益の返還を要求することもできる。

産業財産法は、「先使用者」という制度の存在についても規定している。同法によれば、地域的に限定された範囲で事業活動を運営し、標章であって、後に他の者により商標登録されたものを善意で使用していた者は、その標章をそれまでに使用していた範囲で、引き続き無償で使用する権利を有する。利害関係者からの請求があったときは、前記「先使用者」の権利は、商標登録簿に記録しなければならない。当該権利は、それに関わる事業と共にする場合に限り、他の者に譲渡することができる。

商号の保護は、不正競争防止法の規定に基づいてすることもできる。

19. 不正競争

不正競争防止法では、不正競争行為とは、法律又は優良な慣行に違反する活動であって、他の企業又は顧客の利益を脅かし又は侵害するものであると定めている。不正競争行為とは、特に、次の行為である。会社の名称を誤認させる行為、製品又はサービスについての虚偽又は欺瞞的な表示、営業秘密に対する侵害行為、契約の解除又は不履行を惹起する行為、製品の模造、中傷又は不誠実な称賛、市場アクセスの阻害、並びに不正な又は禁止されている宣伝行為。

上記のほか、知的財産問題の観点から、最もよく見られる不正競争行為は、次のものである。

- a. 別の企業の表示として既に適法に使用されている商標，商号，社章，略号又はそれ以外の独特の記号を使用することにより，その身元について消費者に誤認を生じさせ得るような企業の名称
- b. 製品又はサービスの原産地，量，品質，成分，製造方法，実用性，考えられる応用方法，修理，維持及びそれ以外の重要な特徴に関して，消費者に誤認を生じさせ得る製品又はサービスの表示又はその欠落
- c. 再生の技術手段を用いて完成品を模造する行為，生産者の身元又は製品について消費者を誤認させる可能性がある場合に，当該製品の外観のイメージを模倣する行為。ただし，特にその実用性を確保するためのスタイル，構成，形式など，製品の機能的特徴を模造する行為は，不正競争行為とはみなされない。
- d. 利益を生み出したり，損害をもたらすために，自身又は別の企業若しくは事業に関して偽り又は誤認を生じさせるような情報を広める行為（例．製品や提供されるサービスに関して）
- e. 他の企業による市場アクセスを阻止するために障害を取り入れる行為不正競争行為が行われた場合，自己の利益が脅かされるか，侵害される企業は次のことを要求できる。
 - 違法な活動の停止
 - 禁止されている慣行の効果の除去。
 - 適切な内容と様式の陳述を1度又は繰り返し行うこと
 - 法の一般原則に従った損害賠償
 - 法の一般原則に従った不当利得の引き渡し
 - 不正競争行為が故意のものである場合，ポーランド文化の支援と関係するか，国家遺産の保護に関連して決定された社会的目標の達成に十分な金額の判決を下すこと

裁判所は，権利者の申立てにより，不正競争行為の実行と直接関係のある製品，その包装，広告資料，その他の物品に関する判決を下すこともできる。裁判所は特に，その廃棄を命令したり，賠償金の算定において考慮することができる。

20. ドメイン名

「.pl」のドメイン名を巡る紛争は、ポーランドでは仲裁裁判所のいずれか（ポーランド情報技術通信会議所にある仲裁裁判所、ポーランド商業会議所にある仲裁裁判所又は一般裁判所）により審理されている。共同体商標に関する紛争は、ワルシャワの共同体商標意匠裁判所が取り扱うことができる。

仲裁裁判所は、「.pl」ドメインの登録により生じる権利の侵害を巡る紛争のみを処理することができる。仲裁裁判所が審理できる事件は、訴訟当事者の少なくとも一方がポーランド国内に企業の所在地又は居住地を有する場合に限られる。訴訟当事者のいずれもポーランドに住所を有さない場合は、ドメイン名を巡る紛争はジュネーブにあるWIPOの仲裁調停センターにより審理され、「.pl」についてはWIPOのドメイン名紛争解決のための迅速な仲裁規則（統一ドメイン名紛争処理方針）が適用される。

どの裁判所（仲裁裁判所又は一般裁判所）にすべきかの勧告は、訴訟の実体的事項によって判断される。一般に、仲裁裁判所に訴訟を提起することには、いくつかのメリットがある。手続が迅速（書類の電子メールによる提出が可能。裁判所での審問を要することはめったにない）、手続上の形式があまり厳しくないなど、である。しかし、仲裁裁判所の裁定に対して控訴することは非常に難しい。仲裁裁判所の裁定を覆すために特別抗告を行う必要がある。そのような抗告の理由としては、特に、法秩序の違反が考えられる。一般裁判所又は共同体商標意匠裁判所に関しては、出された裁定に対して問題なく控訴裁判所に控訴することができる。

仲裁裁判所における手続は二つの方法で行うことができる。それは、調停又は訴状の提出と関連する仲裁であるが、ポーランド情報技術通信会議所の統計及び我々の経験からいえば、仲裁手続の方がはるかに利用されており、効果も高い。

仲裁裁判所は、NASK に紛争について知らせている。これによって、紛争期間の間ドメイン名が他の所有者に割り当てられことが妨げられるので、この通知は重要である。一般裁判所又は共同体商標意匠裁判所において手続が開始される場合、原告は、NASK に紛争について通知しなければならない。これは、紛争が生じていることを確認する書類を受領すると、NASK は紛争の対象となっているドメイン名の登録者の変更を保留するからである。いずれの状況でも、紛争に決着がつくまで変更は停止されるが、NASK に紛争の通知がされた

日から 1 年までである。権利の侵害を受けた第三者がまだ紛争に決着がついていないことを実証する場合は、この期間は延長されることができる。

仲裁裁判所又は一般裁判所が下した有効な決定において、原告の権利の侵害がインターネットのドメイン名の登録及び使用の結果起こったと判示された場合は、NASK は侵害している登録を終了させ、原告の名義でドメインを再登録するための根拠としてこの決定を用いる。

最も一般的なインターネット上での商標権侵害は、消費者に既に周知となっている商号、社章、又はできれば商標をドメイン名に組み込むことと関連するものである。第三者（サイバースクワッター）が該当ドメインを商標権者に高額で販売することを意図して、保護の権利を享受する商標を取り込んだドメインを登録すれば、商標権者は悩まされるかもしれない。これとは別の脅威として、タイポスクワッティングがある。これは、名声があり、広く知られている他のドメイン又は商号と類似した響きで、1文字かいくつかの文字が違っているドメイン（いわゆるタイピングミス）を登録する行為である。

これを防御する主な戦略は、被告から訴状に対する答弁書を提出させ、審問に出席させ、問題の商標権が侵害されていないことを確認する主張と証拠を裁判所に提出させることである。

民事訴訟法では、地区裁判所は判決が行政機関の出す別の決定（つまり、不使用又は識別力の欠落に基づく商標の取消に関するポーランド特許庁の決定）の影響を受ける場合は、民事訴訟手続を中止することができる」と規定している。

侵害訴訟に関連する費用の範囲を予測することは困難である。予想される費用は、事案の複雑性と訴額によって異なってくる。代理人費用（ただし、弁護士料に関する限りは、裁判所は弁護士料の最小額に関する司法省令にのみ基づいて、弁護士料を決定する）、又は裁判手続の申立手数料に関連する費用、並びに関連書類の作成・提出費用も考慮しなければならない。一般に、敗訴した当事者が、訴訟費用を負担する。

21. 訴訟戦略

まず、ポーランドでは事前に知的財産権を保護しておくのが賢明である。ポーランドで正式に権利の保護を受けられるようになったら、次の措置の一つとして、税関当局に権利を登録することが望ましい。

提訴する前には、知的財産権の所有者は必ず、その主張を裏付ける証拠を収集しなければならない（購入証明書、侵害が確認できる文書、民間鑑定人の鑑定書など）。

企業は、ポーランドでの裁判手続が形式化されており、原則として裁判所は、訴訟当事者により裏付けられた証拠のみを審査し、また例外的な場合にのみ職権により行為することを忘れてはならない。

侵害行為の停止を求める文書は、証拠を収集してから送付しなければならない。そうでなければ、侵害者は侵害行為に関する証拠を隠してしまい、侵害行為の停止を求める文書に記載されている要求に従わない場合は、知的財産権の所有者は侵害を裏付けるために必要な証拠の収集において、追加的な問題に直面してしまう可能性がある。

ポーランドにおける仲裁及びADR（裁判外紛争解決）の手法の歴史はまだ浅い。他の法域では、ADRはうまくいっているが、ポーランドでは調停及び仲裁は、最も有効な手段ではないように思われる。

知的財産関連の訴訟では、時間が最も重要となる。そのため、知的財産権者は、中間差止命令の申請を検討した方がよいと思われる。本案訴訟に敗訴した場合に、損害賠償責任を負う可能性があることを念頭においておかなければならない。差止めが認められた場合は、友好的に解決される事件が多い。中間差止命令は、侵害者に課せられる説得力のある追加的な措置だと考えるべきである。いずれの場合も、差止命令は、関係者間で合意に至る可能性をなくしてしまうものではない。

22. ポーランドの知的財産侵害訴訟に関する統計

司法省は、公式のウェブサイト（<http://ms.gov.pl>）で知的財産権の侵害に関連する事件数に係る統計を提供している。公式の統計によれば、次の通りである。

- 2008年 - 16件
- 2009年 - 22件
- 2010年 - 31件

- 2011年 - 36件

商標件侵害に関する統計は、共同体商標意匠裁判所に提出された。

この同じ統計によれば、地方裁判所に提出された産業財産法に基づく申立てに関する事件数は、次の通りであった。

- 2008年 - 37件

- 2009年 - 40件

- 2010年 - 58件

- 2011年 - 42件

産業財産の問題及び不正競争の問題に関する事件について、控訴裁判所が受けた控訴の件数は次の通りであった。

- 産業財産の問題

- 2008年 - 46件

- 2009年 - 77件

- 2010年 - 50件

- 2011年 - 56件

- 不正競争の問題

- 2008年 - 47件

- 2009年 - 60件

- 2010年 - 94件

- 2011年 - 97件

ポーランド情報技術通信会議所にある仲裁裁判所によれば（次のウェブサイトから入手可能：<http://www.piit.org.pl>）、2003年以降、裁判所が調停手続において審理した事件数は次の通り。

- 2003年 - 11件，調停合意により結審したのは1件のみ

- 2004年 - 10件，調停合意なし

- 2005年 - 8件，調停合意1件

- 2006年 - 12件，調停合意1件

- 2007年 - 14件，調停合意3件

- 2008年 - 4件，調停合意なし

- 2009年 - 16件，調停合意なし

- 2010年 - 4件, 調停合意なし
- 2011年 - 4件, 調停合意なし
- 2012年 - 現時点で3件, いずれも調停合意には至っていない

2003年以降, ポーランド情報技術通信会議所にある仲裁裁判所が, 仲裁手続において審理した事件数は, 次の通り。

- 2003年 - 15件
- 2004年 - 26件
- 2005年 - 75件
- 2006年 - 86件
- 2007年 - 74件
- 2008年 - 59件
- 2009年 - 83件
- 2010年 - 74件
- 2011年 - 71件
- 2012年 - 現時点で72件

[特許庁委託]

ポーランドにおける知的財産権利行使マニュアル

[著者・編集者]

Maria Jurek

Bartłomiej Kochlewski



[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年11月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、patpol が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2012年11月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。